

函館市指定養育医療機関取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する指定養育医療機関の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。)に規定する申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 省令第10条第1項の申請書 別記第1号様式
- (2) 省令第10条第2項の申請書 別記第2号様式
- (3) 省令第12条第1号の届出書 別記第3号様式
- (4) 省令第12条第2号の届出書 別記第4号様式
- (5) 省令第12条第3号の届出書 別記第5号様式
- (6) 省令第13条の届出書 別記第6号様式

(通知書の様式)

第3条 法第20条第5項の規定による指定の通知書は、別記第7号様式によるものとする。

2 法第20条第7項において準用する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第8項の規定による取消しの通知書は、別記第8号様式によるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行後、当分の間は、旧要領に規定する申請書等をこの要領に基づく申請書等とみなして使用することができるものとする。

別記第1号様式

指定養育医療機関（病院・診療所）指定申請書

年 月 日

函館市長 様

指定養育医療機関の指定を受けたいので、母子保健法施行規則第10条第1項の規定により次のとおり申請します。

病院または 診療所	名 称	
	所在地	
開設者	住 所	
	氏名または 名 称	
標ぼうしている診療科名		
養育医療を主として担当する医師の氏名および略歴		(※1)
養育医療を行うために必要な施設および設備の概要		(※2)
救急用自動車その他未熟児を輸送するに足る自動車の有無		有 (台) ・ 無
養育医療のための収容定員		人
医師, 助産師および看護師の数ならびに患者の収容定員	医師	人
	助産師	人
	看護師	人
	収容定員	人

※1 医師の略歴については、略歴書を別紙として添付してください。

※2 施設の概要については、施設全体の平面図（養育医療を行うために使用する室を明示）およびその室を中心とした詳細平面図（設備の配置状況を記載）を添付してください。

別記第2号様式

指定養育医療機関（薬局）指定申請書

年 月 日

函館市長 様

指定養育医療機関の指定を受けたいので、母子保健法施行規則第10条第2項の規定により次のとおり申請します。

薬 局	名 称	
	所在地	
開設者	住 所	
	氏名または 名 称	
調剤のために必要な設備および施設の概要		(※)

※ 施設の概要については、建物の平面図を添付してください。

別記第3号様式

指定養育医療機関申請事項変更届出書

年 月 日

函館市長 様

開設者 住所
氏名または
名称

指定養育医療機関指定申請書の記載事項に変更があったので、母子保健法施行規則第12条第1号の規定により次のとおり届け出ます。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 変更内容

3 変更前

4 変更後

5 変更年月日 年 月 日

注 1 「養育医療を主として担当する医師」の変更の場合には、略歴書を添付してください。

2 「施設および設備の概要」の変更の場合で、施設の変更のときには、変更箇所が分かるよう変更前後の平面図（養育医療を行うために使用する室を明示）およびその室を中心とした詳細平面図（設備の配置状況を記載）を添付してください。

別記第4号様式

指定養育医療機関休止（再開）届出書

年 月 日

函館市長 様

開設者 住所
氏名または
名称

指定養育医療機関の業務を休止（再開）したので、母子保健法施行規則第12条第2号の規定により次のとおり届け出ます。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 休止（再開）年月日 年 月 日
（休止の場合の再開予定年月日 年 月 日）

3 休止（再開）の理由

別記第5号様式

医療法（薬事法）による被処分届出書

年 月 日

函館市長 様

開設者 住所
氏名または
名称

医療法（薬事法）による処分を受けたので、母子保健法施行規則第12条第3号の規定により次のとおり届け出ます。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 処分該当条項

医療法（第24条，第28条，第29条）

薬事法（第72条第4項，第75条第1項，第75条の2第1項）

3 処分内容（※）

※ 処分書の写しも添付してください。

別記第6号様式

指定養育医療機関指定辞退申出書

年 月 日

函館市長 様

開設者 住所
氏名または
名称

指定養育医療機関の指定を辞退したいので、母子保健法施行規則第13条の規定により次のとおり申し出ます。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 辞退年月日（※） 年 月 日

3 辞退の理由

※ 申出は、辞退しようとする日の30日以前にしなければなりません。

別記第7号様式

指定養育医療機関指定通知書

函 保 母

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった指定養育医療機関の指定については、母子保健法第20条第5項の規定に基づき次のとおり指定したので通知します。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 指定年月日 年 月 日

別記第 8 号様式

指定養育医療機関指定取消通知書

函 保 母

年 月 日

様

函館市長

印

母子保健法第 20 条第 7 項の規定に基づき指定養育医療機関の指定を次のとおり取り消すので通知します。

1 指定養育医療機関の名称および所在地

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。